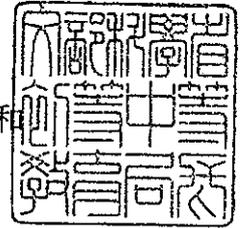


30文科初第496号
平成30年6月25日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
高橋道和



(印影印刷)

学校教育法等の一部を改正する法律の公布について（通知）

この度、学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）が平成30年6月1日付けで公布され、平成31年4月1日から施行されることとなります（別添）。

今回の法律改正の趣旨、概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人及び各公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、今回の法令改正の趣旨等について周知をお願いします。

なお、今回の法律改正に伴う関係政省令の改正等については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。



記

第1 改正の趣旨

現在、小学校、中学校、高等学校等においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないこととなっている。

今回の法律改正は、情報通信技術の進展等に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、また、障害のある児童生徒等の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、教育課程の全部又は一部において、これらの教科用図書に代えてその内容を記録した電磁的記録である教材を使用することができることとする等の措置を講ずるものである。

第2 改正の概要

1. 学校教育法等の一部改正

- (1) 第34条第1項に規定する教科用図書の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材がある場合には、当該規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができることとしたこと。(第34条第2項等関係)
- (2) (1)の場合において、障害のある児童生徒等の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて(1)の教材を使用することができることとしたこと。(第34条第3項等関係)
- (3) (1)及び(2)を附則第9条第1項の規定により使用する教科用図書について準用することとした。(附則第9条第2項関係)

2. 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正

文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和24年法律第149号)の規定は、文部科学省が著作の名義を有する1.(1)の教材にも準用することとしたこと。(第17条関係)

3. 著作権法の一部改正

- (1) 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、1.(1)の教材に掲載し、及びその使用に伴っていずれの方法によるかを問わず利用することができることとしたこと。(第33条の2第1項関係)
- (2) (1)により教科用図書に掲載された著作物を1.(1)の教材に掲

載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、(1)の趣旨等を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならないこととしたこと。(第33条の2第2項関係)

(3)文化庁長官は、(2)の算出方法を定めたときは、これを官報で告示するものとしたこと。(第33条の2第3項関係)

4. 施行期日及び経過措置等

(1)この法律は、平成31年4月1日から施行することとしたこと。

(2)この法律の施行に伴う所要の経過措置について規定することとしたこと。

(3)その他関係法律について所要の改正を行うこととしたこと。

第3 留意事項

1. 教科用図書(学校教育法第34条第1項に規定する教科用図書及び附則第9条第1項の規定により使用する教科書図書をいう。以下同じ。)の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録である教材(以下「デジタル教科書」という。)について

教科用図書とデジタル教科書は同一の内容であること。このため、例えば、動画やアニメーション等の教科用図書の内容以外の内容についてはデジタル教科書に該当せず、これまでのデジタル教材と同様に、学校教育法第34条第4項に規定する教材(以下「補助教材」という。)として扱われることとなること。

2. 教科用図書を基本とし、デジタル教科書を併用することについて

デジタル教科書については、その使用がプラスとマイナスの両面の効果・影響を持ち得ることなどから、段階的にその導入を進めていくことが適当であると考えているため、今回の法律改正では、教科用図書を基本とし、デジタル教科書を併用できることとしたこと。

これまでは、教科用図書の内容を記録したデジタル教材を使用する場合であっても、あくまで教科用図書を使用しながら補助教材として使用する必要があったが、今回の法律改正により、例えば、一部の単元を学習する際に、教科用図書に代えてデジタル教科書のみを使用して学習することも可能となること。

このような併用制とすることから、これまでどおり、教科用図書について採択を行い、義務教育諸学校については、教科用図書が無償給付されること。また、デジタル教科書は無償給付されないこと。

なお、教科用図書に代えてデジタル教科書を使用する場合には、採択された教科用図書と同一内容のデジタル教科書を使用する必要があること。

3. デジタル教科書の使用について

デジタル教科書の使用については、各学校において、児童生徒の教育の

充実を図る等のため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下で判断することとなること。

教育委員会は、所管の学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとされており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第2項）、デジタル教科書も当該教材に含まれること。

上記を含め、デジタル教科書及び特にこれと一体となった動画やアニメーション等のデジタル教材については、平成27年3月4日文科初第1257号「学校における補助教材の適切な取扱いについて（通知）」も踏まえた適正な取扱いが求められることとなること。

4. 障害のある児童生徒等への配慮について

デジタル教科書の使用により、障害のある児童生徒等については、例えば、視覚障害や発達障害のある児童生徒等が、文字の拡大、色やフォントの変更、音声読み上げ等の機能を使用することにより、教科書の内容を理解しやすくなることや、肢体不自由の児童生徒が、目的のページに容易に移ることができるといった効果が期待されること。

しかし、少なくとも現時点では、デジタル教科書のみによって様々な障害のある児童生徒等の全てのニーズを満たすことは難しく、今後も、音声教材等が重要な役割を果たすこととなること。

このため、これらの活用を検討する際には、教科書関係事務主管部署のみではなく、特別支援教育関係事務主管部署とも連携を図り、障害のある児童生徒等のニーズを適切に把握することが重要であること。

5. その他

今回の法律改正に伴う省令の改正等や本年末を目途に策定を予定しているデジタル教科書の効果的な活用方法の在り方等に関するガイドラインにおいて、デジタル教科書の使用態様や使用における留意事項等を示す予定であること。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話03（5253）4111 内線2576

学校教育法等の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項中「前項の」を削り、「以外の図書その他」を「及び第二項に規定する教材以外」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音

声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

附則第九条中「第四十九条」の下に「、第四十九条の八」を加え、同条に次の一項を加える。

第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

(文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正)

第二条 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

(文部科学省が著作の名義を有する他の著作物への準用)

第十七条 この法律の規定は、政令の定めるところにより、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十四条第二項(同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条に

において準用する場合を含む。）に規定する教材その他の教科書以外の教授上用いられる著作物であつて文部科学省が著作の名義を有するものに準用する。

(著作権法の一部改正)

第三条 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項第一号中「第三十三条の二第一項」の下に「、第三十三条の三第一項」を加える。

第三十三条第一項中「小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」を「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第三十四条第一項(同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)に規定する教科用図書」に改め、同条第二項中「毎年定める」を「定める算出方法により算出した」に改め、同条第三項中「定めをした」を「算出方法を定めた」に改める。

第三十三条の二第二項中「前条第二項」を「第三十三条第二項」に、「毎年定める」を「定める算出方法により算出した」に改め、同条第三項中「定めをした」を「算出方法を定めた」に改め、同条を第三十

三条の三とし、第三十三條の次に次の一條を加える。

(教科用図書代替教材への掲載等)

第三十三條の二 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材(学校教育法第三十四條第二項又は第三項(これらの規定を同法第四十九條、第四十九條の八、第六十二條、第七十條第一項及び第八十二條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四條第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。)に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴つていずれの方法によるかを問わず利用することができる。

2 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めるときは、これを官報で告示する。

第四十七条の六第一項第四号、第四十七条の七、第四十八条第一項第一号並びに第四十九条第一項第一号及び第二項第一号中「第三十三条の二第一項」の下に「、第三十三条の三第一項」を加える。

第七十一条を次のように改める。

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

一 第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項又は第三

十三条の三第二項の算出方法

二 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十八条第一項又は第六十九条の補

償金の額

第七十四条第一項中「第三十三条の二第二項」の下に「、第三十三条の三第二項」を加える。

第八十六条第一項及び第二項第一号中「第三十三条の二第一項」の下に「、第三十三条の三第一項」を

加え、同条第三項中「第三十三条の二第四項」を「第三十三条の二第一項、第三十三条の三第四項」に改める。

第九十五条第十二項中「並びに第七十一条」を「第七十一条（第二号に係る部分に限る。）並びに第七十二条」に改める。

第二百二条第一項中「レコードの利用について準用し」の下に「第三十三条から第三十三条の三までの規定は、著作隣接権の目的となつてゐる放送又は有線放送の利用について準用し」を加え、同条第二項中「第三十二条」の下に「第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項」を加え、同条第三項中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の三第一項」に改め、同条第九項第一号中「第三項後段」の下に「第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項」を加え、同項第五号中「第三十三条の二第一項」を「第三十三条の三第一項」に改める。

第二百三条中「第七十一条から第七十三条まで」を「第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条」に改め、「利用について」の下に「第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第二百二条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の利用について」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第四条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四十九条」の下に、「第四十九条の八」を加え、「附則第九条」を「附則第九条第一項」に改める。

第十三条第六項ただし書及び第十八条第一項中「附則第九条」を「附則第九条第一項」に改める。

(障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の一部改正)

第五条 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律(平成二十年法律

第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第四十九条」の下に「、第四十九条の八」を加える。

第十六条第一項第二号中「附則第九条」を「附則第九条第一項」に改める。

(民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第六条 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十九年法律第四十

五号)の一部を次のように改正する。

第五百五十一条中「第三十三条の二第二項」の下に「若しくは第三十三条の三第二項(これらの規定を旧

著作権法第二百二条第一項において準用する場合を含む。)」を加える。

理由

情報通信技術の進展等に鑑み、児童生徒の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えてその内容を記録した電磁的記録である教材を使用することができることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



学校教育法等の一部を改正する法律 新旧対照表

○ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）	1
○ 文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第四百十九号）	3
○ 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）	4
○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）	15
○ 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）	17
○ 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）	19

改正案	現行
<p>第四章 小学校</p> <p>第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならぬ。</p> <p>② 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。</p> <p>③ 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。</p> <p>④ 教科用図書及び第二項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。</p>	<p>第四章 小学校</p> <p>第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならぬ。</p> <p>② 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。</p> <p>（新設）</p>

⑤ (略)

附則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

② 第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により使用する教科用図書について準用する。

③ (略)

附則

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

(新設)

○文部科学省著作教科書の出版権等に関する法律（昭和二十四年法律第四百四十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（文部科学省が著作の名義を有する他の著作物への準用）</p> <p>第十七条 この法律の規定は、政令の定めるところにより、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第二項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教材その他の教科書以外の教授上用いられる著作物であつて文部科学省が著作の名義を有するものに準用する。</p>	<p>（他の図書への準用）</p> <p>第十七条 この法律の規定は、政令の定めるところにより、文部科学省が著作の名義を有する教科書以外の教授上用いられる図書に準用する。</p>

※今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案による改正後の著作権法
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行※
<p>(同一性保持権) 第二十条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。</p> <p>一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(教科用図書等への掲載)</p> <p>第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書）をいう。以下同じ。）に掲載することができる。</p> <p>2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。</p>	<p>(同一性保持権) 第二十条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。</p> <p>一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの</p> <p>二 四 (略)</p> <p>(教科用図書等への掲載)</p> <p>第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。）に掲載することができる。</p> <p>2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。</p>

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

4 (略)

(教科用図書代替教材への掲載等)

第三十三条の二 教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材（学校教育法第三十条第二項又は第三項（これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材をいう。以下この項及び次項において同じ。）に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴つていずれの方法によるかを問わず利用することができる。

2 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

第三十三条の三 (略)

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 (略)

(新設)

(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

第三十三条の二 (略)

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物（点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相

当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合には、第三十三条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めるときは、これを官報で告示する。

4 (略)

(翻訳、翻案等による利用)

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

一 三 (略)

四 第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項又は第四十七条 変形又は翻案

五・六 (略)

2 (略)

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四十七条の七 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。

)若しくは第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二(第二号を除く。以下この

当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。）を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合には、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 (略)

(翻訳、翻案等による利用)

第四十七条の六 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該著作物について、当該規定の例により当該各号に定める方法による利用を行うことができる。

一 三 (略)

四 第三十三条の二第一項又は第四十七条 変形又は翻案

五・六 (略)

2 (略)

(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)

第四十七条の七 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。

)若しくは第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二(第二号を除く。以下この条において同じ。)、第

条において同じ。)、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物(第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。))を除く。)の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十二条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(第三十一条第一項若しくは第三項後段又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。)を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

(出所の明示)

第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四又は第四十七条の五の規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物(第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物(映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。))を除く。)の譲渡により公衆に提供することができる。ただし、第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物(第三十一条第一項若しくは第三項後段又は第四十二条の規定に係る場合にあつては、映画の著作物の複製物を除く。)を第三十条の三、第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二、第四十七条の四若しくは第四十七条の五に定める目的以外の目的のために公衆に譲渡する場合又は第三十条の四の規定の適用を受けて作成された著作物の複製物を当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させる目的のために公衆に譲渡する場合は、この限りでない。

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第一項、第三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合

二・三（略）

2・3（略）

（複製物の目的外使用等）

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二・六（略）

2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製を、それぞれ行つたものとみなす。

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条第一項の規定により著作物を複製する場合

二・三（略）

2・3（略）

（複製物の目的外使用等）

第四十九条 次に掲げる者は、第二十一条の複製を行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第二項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文（同条第二号に係る場合にあつては、同号。次項第一号において同じ。）、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物（次項第一号又は第二号の複製物に該当するものを除く。）を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示（送信可能化を含む。以下同じ。）を行つた者

二・六（略）

2 次に掲げる者は、当該二次的著作物の原著物につき第二十七条の翻訳、編曲、変形又は翻案を、当該二次的著作物につき第二十一条の複製を、それぞれ行つたものとみなす。

一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条、第四十二条又は第四十七条第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

二 二七 (略)

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 第三十二条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項の算出方法
- 二 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額

(補償金等の供託)

第七十四条 第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

- 一 一四 (略)
- 二 二四 (略)

一 第三十条第一項、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文、第四十一条、第四十二条又は第四十七条第一項若しくは第三項に定める目的以外の目的のために、第四十七条の六第二項の規定の適用を受けて同条第一項各号に掲げるこれらの規定により作成された二次的著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該二次的著作物の公衆への提示を行つた者

二 二七 (略)

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、第三十二条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

(新設)

(新設)

(補償金等の供託)

第七十四条 第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金を支払うべき者は、次に掲げる場合には、その補償金の支払に代えてその補償金を供託しなければならない。

- 一 一四 (略)
- 二 二四 (略)

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条第一項(第三号を除く。次項において同じ。)、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

一 前項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十二条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作

(出版権の制限)

第八十六条 第三十条第一項(第三号を除く。次項において同じ。)、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第一項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつてゐる著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第四十二条第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替えるものとする。

2 次に掲げる者は、第八十条第一項第一号の複製を行つたものとみなす。

一 前項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二本文(同条第二号に係る場合にあつては、同号)、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された著作物の複製物

成された著作物の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

二・三 (略)

3 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第三項前段、第三十二条第一項、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第三項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二(第二号を除く。)、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつていゝ著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

(商業用レコードの二次使用)

第九十五条 (略)

2511 (略)

12 第七十条第三項、第六項及び第八項、第七十一条(第二号に係る部分に限る。)並びに第七十二条から第七十四条までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、第七十条第三項中「著作権者」とあるのは「当事者」と、第七十二条第二項中「著作物を利用する者」とあるのは「第九十五条第一項の放送事業者等」と、「

を頒布し、又は当該複製物によつて当該著作物の公衆への提示を行つた者

二・三 (略)

3 第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十条の四、第三十一条第三項前段、第三十二条第一項、第三十三条の二第四項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第二項及び第三項、第三十七条の二(第二号を除く。)、第四十条第一項、第四十一条、第四十二条の二、第四十二条の三第二項、第四十六条、第四十七条第二項及び第三項、第四十七条の二、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、出版権の目的となつていゝ著作物の公衆送信について準用する。この場合において、第三十条の二第二項ただし書、第三十条の三、第三十条の四ただし書、第三十五条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書、第四十七条第二項ただし書及び第三項ただし書、第四十七条の二、第四十七条の四第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第四十七条の五第一項ただし書及び第二項ただし書中「著作権者」とあるのは「出版権者」と、同条第一項ただし書中「著作権を」とあるのは「出版権を」と、「著作権の」とあるのは「出版権の」と読み替へるものとする。

(商業用レコードの二次使用)

第九十五条 (略)

2511 (略)

12 第七十条第三項、第六項及び第八項並びに第七十一条から第七十四条までの規定は、前項の裁定及び二次使用料について準用する。この場合において、第七十条第三項中「著作権者」とあるのは「当事者」と、第七十二条第二項中「著作物を利用する者」とあるのは「第九十五条第一項の放送事業者等」と、「著作権者」とあるのは「同条第五項の団体」

著作権者」とあるのは「同条第五項の団体」と、第七十四条中「著作権者」とあるのは「第九十五条第五項の団体」と読み替えるものとする。

13・14 (略)

(著作隣接権の制限)

第二百二条 第三十条第一項、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二(第一号を除く。次項において同じ。)、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条(第二項を除く。)、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について準用し、第三十条から第三十三条の三までの規定は、著作隣接権の目的となつてゐる放送又は有線放送の利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する第三十二条、第三十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十二条若しくは第四十七条の規定又は次項若しくは第四項の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像(以下「実演等」と総称する。)を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度

と、第七十四条中「著作権者」とあるのは「第九十五条第五項の団体」と読み替へるものとする。

13・14 (略)

(著作隣接権の制限)

第二百二条 第三十条第一項、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二(第一号を除く。次項において同じ。)、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条(第二項を除く。)、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演又はレコードの利用について準用し、第四十条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつてゐる実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する第三十二条、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十二条若しくは第四十七条の規定又は次項若しくは第四項の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像(以下「実演等」と総称する。)を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなければならない。

により、その出所を明示しなければならない。

3 第三十三条の三第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

458 (略)

9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第一百条の二の録音、録画又は複製を行ったものとみなす。

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十一条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二(四) (略)

五 第三十三条の三第一項又は第三十七条第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者

(著作隣接権の譲渡、行使等)

第三百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十

3 第三十三条の二第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

458 (略)

9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第一百条の二の録音、録画又は複製を行ったものとみなす。

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二(四) (略)

五 第三十三条の二第一項又は第三十七条第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者

(著作隣接権の譲渡、行使等)

第三百三条 第六十一条第一項の規定は著作隣接権の譲渡について、第六十

二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条、第六十七条の二（第一項ただし書を除く。）、第七十条（第三項及び第四項を除く。）、第七十一条（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条、第七十三条並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、第七十一条（第一号に係る部分に限る。）及び第七十四条の規定は第二百一条第一項において準用する第三十三条から第三十三条の三までの規定による放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第二項又は第百条の四」と、第七十条第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み替えるものとする。

二条第一項の規定は著作隣接権の消滅について、第六十三条の規定は実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾について、第六十五条の規定は著作隣接権が共有に係る場合について、第六十六条の規定は著作隣接権を目的として質権が設定されている場合について、第六十七条、第六十七条の二（第一項ただし書を除く。）、第七十条（第三項及び第四項を除く。）、第七十一条から第七十三条まで並びに第七十四条第三項及び第四項の規定は著作隣接権者と連絡することができない場合における実演、レコード、放送又は有線放送の利用について、それぞれ準用する。この場合において、第六十三条第五項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条の二第一項、第九十六条の二、第九十九条の二第一項又は第百条の四」と、第七十条第五項中「前項」とあるのは「第百三条において準用する第六十七条第一項」と読み替えるものとする。

○義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和二十八年法律第百八十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び附則第九条第一項に規定する教科用図書をいう。</p> <p>3（略）</p> <p>第三章 採択</p> <p>（教科用図書の採択）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六條第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書については、この限りでない。</p> <p>第四章 発行</p> <p>（発行者の指定）</p> <p>第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第三十四条第一項（同法第四十九条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び附則第九条に規定する教科用図書をいう。</p> <p>3（略）</p> <p>第三章 採択</p> <p>（教科用図書の採択）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六條第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。</p> <p>第四章 発行</p> <p>（発行者の指定）</p> <p>第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書</p>

<p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(学校教育法附則第九條第一項に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。)の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。</p>	<p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(学校教育法附則第九條に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。)の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。</p>
--	---

○障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「検定教科用図書等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。</p> <p>3 5（略）</p> <p>第四章 標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保</p> <p>（標準教科用特定図書等の必要数の報告）</p> <p>第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の必要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校、中学校及び義務教育学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条第一項に規定する教科用図書として採択された標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定さ</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「検定教科用図書等」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第六十二条及び第七十条第一項において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。</p> <p>3 5（略）</p> <p>第四章 標準教科用特定図書等の円滑な発行の確保</p> <p>（標準教科用特定図書等の必要数の報告）</p> <p>第十六条 市町村の教育委員会並びに学校教育法第二条第二項に規定する国立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）及び私立学校の長は、次に掲げる標準教科用特定図書等の必要数を、文部科学省令で定めるところにより、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校、中学校及び義務教育学校に置かれる特別支援学級について学校教育法附則第九条に規定する教科用図書として採択された標準教科用特定図書等であつて、当該標準教科用特定図書等を使用する年度において発行が予定されてい</p>

	2
略	2
略	2

○民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）

※平成三十二年四月一日より施行
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（著作権法の一部改正に伴う経過措置） 第五十一条 施行日前に前条の規定による改正前の著作権法（以下この条において「旧著作権法」という。）第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項若しくは第三十三條の三第二項（これらの規定を旧著作権法第二百二条第一項において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項若しくは第六十九条の補償金、旧著作権法第九十五条第一項若しくは第九十七条第一項の二次使用料、旧著作権法第九十五条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項の報酬又は旧著作権法第九十五条の三第五項若しくは第九十七条の三第六項に規定する使用料の支払義務が生じた場合におけるこれらの補償金、二次使用料、報酬又は使用料の供託については、なお従前の例による。</p>	<p>（著作権法の一部改正に伴う経過措置） 第五十一条 施行日前に前条の規定による改正前の著作権法（以下この条において「旧著作権法」という。）第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第六十八条第一項若しくは第六十九条の補償金、旧著作権法第九十五条第一項若しくは第九十七条の三第三項若しくは第九十七条の三第三項の報酬又は旧著作権法第九十五条の三第五項若しくは第九十七条の三第六項に規定する使用料の支払義務が生じた場合におけるこれらの補償金、二次使用料、報酬又は使用料の供託については、なお従前の例による。</p>